

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

令和4年10月1日から改正施行された育児休業中の社会保険料免除についてです。

今回の改正では主に短期間の育児休業にかかる  
保険料免除の取扱いが大きく変わります。



事務担当者



従業員から妻が12月に出産することに伴い出生時育児休業申出がありましたが制度と社会保険料の免除の取扱いについて教えて下さい。



出生時育児休業（産後パパ育休）制度は令和4年10月に創設された制度で10月1日以降に開始した育児休業・出生時育児休業に適用されます。子の出生後8週間の期間内に4週間以内の休業を取得できる制度で、4週間を限度に2回まで取得可能です。



城間先生



これまでは月の末日に1日のみ休業したとしても当該月の給与、賞与については保険料の免除がなされていたのですが、今回の改正でどのように変わったのでしょうか。



今回の改正では給与にかかる保険料について、月末時点で育児休業を取得していることに加えて、月の途中で14日（2週間）以上休業する場合も免除されます。また、賞与の保険料については育児休業の取得期間が1か月を超える場合に限り免除されることになりました。なお、14日要件は、あくまでも同一月内に育児休業が開始、終了する（開始日と終了予定日の前日が同一月内にある）場合のみ適用されます。

1か月を超える期間とは、暦日で判断することとされており、例えば10月15日から休業開始する場合、11月14日が暦日で1か月ですから翌日15日が1か月を超えるとなります。

改正後		6月	7月
	月初	月末	
事例1		育休3日	
		6月給与の保険料免除 6月賞与の保険料免除されない	
事例2	育休14日		
		6月給与の保険料免除 6月賞与の保険料免除されない	
事例3	育休45日		
			6月給与の保険料免除 6月賞与の保険料免除

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで! ➡

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月：4日（金）・11日（金）・18日（金）・25日（金）  
12月：2日（金）・9日（金）・16日（金）・23日（金） □ 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

